

内部事務系システム再構築事業に関する
情報提供依頼書（RFI）

令和 8 年 9 月

四国中央市経営企画部情報政策課

(裏面)

—目次—

1	概要	4
(1)	業務の目的	4
(2)	基本要件	4
(3)	コストに対する考え方	5
(4)	今後のスケジュール	6
(5)	システム利用状況の概要	7
(6)	調達範囲	7
(7)	移行範囲	8
(8)	システム利用情報	8
2	情報提供依頼事項	9
(1)	システム構成に関すること	9
(2)	機能要件に関すること	9
(3)	電子請求・電子決裁の実現方式に関すること	9
(4)	システム間のデータ連携に関すること	9
(5)	保守内容及びサポート体制に関すること	9
(6)	将来における拡張性に関すること	9
(7)	スケジュールに関すること	9
(8)	見積り費用に関すること	9
(9)	導入実績に関すること	9
(10)	障害発生時の対応に関すること	9
3	情報提供要領	10
(1)	申込方法	10
(2)	提出期限	10
(3)	提出方法	10
(4)	資料形式	10
(5)	当該案件に係る質疑	10
(6)	お問い合わせ、資料提出先	10
(7)	その他特記事項	10

1 概要

本市の財務会計システム、人事給与システム、庶務事務システムは、それぞれ構築から一定の期間が経過し、システムの老朽化による更新時期を迎えている。

今回の更新にあたっては、単なる法制度対応や現行踏襲にとどまらず、昨今の自治体 DX 推進の要請を踏まえ、「財務会計における電子請求（デジタルインボイス等）への対応」「内部事務全般における電子決裁（ワークフロー）の徹底によるペーパーレス化」「各システム間のシームレスなデータ連携による職員の事務負担軽減と効率化」の実現を大きな目的とする。

令和9年度以降の再構築に際しては、国が推進する動向を見据え、柔軟かつ拡張性の高いクラウド（SaaS / IaaS）の活用、もしくは最適なパッケージシステムの組み合わせによる効率的なシステム構成を検討する。

ついては、最新のパッケージ機能、電子請求・電子決裁等を実現するための具体的な方式、クラウド環境での運用実績、及び概算費用等について、専門的知見を有する事業者から広く情報提供（RFI）を求めるものである。

（１）業務の目的

内部事務系システム（財務会計・人事給与・庶務事務）の再構築に当たり、方向性、スケジュール、手法等の検討及び仕様作成の参考とするため、専門的知見を有する事業者から情報提供を受ける。

（２）基本要件

①システム更新に求めるもの

- ・ベンダによる独自仕様を抑制し、法改正にも柔軟に対応可能かつ将来のデータ移行にも柔軟に対応可能なパッケージシステムの導入により、経費削減を図る。原則、運用に関するカスタマイズは最小限とし、業務改善を実施する。
- ・財務会計、人事給与、庶務事務の各システムについて、同一シリーズ（同一ベンダー）での統合運用、または他社製品との優れた連携（ベスト・オブ・ブリード）による最適な組み合わせを提案すること。
- ・インターネット接続系ネットワークでの提供実績及び稼働方式（SaaS 等）について示すこと。
- ・職員の異動時の引継ぎ業務や日々の操作負担を軽減するため、直感的で分かりやすい日本語の操作画面を備えていること。
- ・年間を通じて発生する大規模人事異動や組織改編に伴う、ユーザー権限管理及び組織、人事データの変更処理を、人為的ミスなく迅速に行える仕組みであること。
- ・業務間連携を行うことで、常に最新、もしくは最新状態に近い情報の共有による「処理の正確さ向上」、業務システムの統廃合や統合化による「管理作業の軽減」、手続のオンライン化や技術トレンドの採用による「業務の効率化」を図る。

②電子請求（デジタルインボイス）への対応

- ・民間事業者からの請求書受領をペーパーレス化（デジタル化）する仕組みについて（事業者向けポータル、外部電子請求クラウドサービスとのAPI連携、Peppol対応など）の具体的な方式と実績を提示すること。
- ・事業者から受領した電子請求データが、財務会計システムの「支出負担行為・支出命令」の起案画面へ自動反映され、二重入力や紙の出力を発生させない仕組みとフローを提案すること。

③ 電子決裁・ワークフローの徹底

- ・財務会計、人事給与、庶務事務の各領域における電子決裁（ワークフロー）の標準機能の範囲を提示すること。
- ・庁内で既に導入されている、または今後予定されている汎用電子決裁・文書管理システムとのAPI連携、あるいはシステム内蔵ワークフローを活用した完全ペーパーレス起案・承認の実現性を具体的に示すこと。

④ 人事管理のデジタル化

出退勤を押印により管理しているが、デジタル化を見据え、オンラインによるタイムカード機能の導入方法を示すこと。また、時間外勤務についても、出張先や出先においても電子決裁によりオンラインで承認できる仕組みを提案すること。

⑤ 公金収納のデジタル化

道路占用料や行政財産目的外使用許可料等の市の区域外に広く所在する使用者に対して、納付書を作成し、紙や対面により支払いをしているが、財務会計システムより統一 eL-QR を表示することによって公金のデジタル化を図る仕組みを示すこと。

⑥ システム間のデータ連携と職員負担軽減

- ・財務会計と人事給与・庶務事務の間で発生するデータ連携について、リアルタイムAPIや自動バッチ等によるシームレスな連携方を提示すること。
- ・入力ミスや二重入力を防ぎ、職員の事務負担を大幅に軽減するアプローチを示すこと。

（３）コストに対する考え方

本システムの再構築にあたっては、高度なセキュリティ対策と業務効率化を実現しつつも、厳しい財政状況を鑑み、初期導入費用及び運用保守費用のトータルコストの最適化を最重要課題の一つとする。

提案事業者においては、以下の考え方に基づき、投資対効果（ROI）が最大となる提案を行うこと。

① 重複機能の統廃合と既存資産の最適化によるコスト削減

新システムで導入するクラウドサービス等の機能により、必要または不要となるシステムや機器を明確にすること。また、これらを適正に廃止・統合することで、新たなシステム利用料等の増加分を既存システムの保守・運用費用の削減で相殺し、全体のコスト増を抑制する提案

を行うこと。

② 5年間（システムライフサイクル）の総所有コスト（TCO）の明示

見積においては、初期の機器調達・構築費用だけでなく、導入後5年間のライセンス費用、クラウド利用料、運用保守を含めた「5年間の総所有コスト（TCO）」を明示すること。また、次年度以降のランニングコストにおいて、為替変動やメーカーのライセンス体系変更による予期せぬ費用増のリスクをいかに軽減するか、見解を示すこと。

③ 利用実態に即したライセンスの最適化

市の端末利用実態を検討し、ユーザー単位とデバイス単位のライセンスを最適に組み合わせるなど、オーバースペック・過剰調達とならない最も経済的なライセンス体系を提案すること。

④ 段階的移行による予算の平準化

令和9年度から令和10年度にかけて段階的に移行・拡張していくことで、年度ごとの予算を平準化するロードマップを提案すること。

⑤ 複数プランの提示（※RFIにおける任意要件）

最新の技術や先進的な取組要件を満たす「理想的な構成（フルスペック案）」に加え、コストパフォーマンスを重視し、本市にとって必要十分な要件に絞り込んだ「代替・推奨構成案（コスト最適化案）」など、費用対効果を比較・検討できる複数の概算見積プランを提示することが望ましい。

（４）今後のスケジュール

現在の予定しているスケジュール目安は、次のとおりとする。

項 目	時 期
第1次 情報収集（RFI）	令和8年10月下旬
第2次 情報収集（詳細ヒアリング）	令和8年11月上旬
更新時期	令和9年度から令和10年度

(5) システム利用状況の概要

現在の主なシステム対象者・利用者については、次のとおりとする。

なお、台数については下記の台数より増加する可能性もあるが、ライセンス等については柔軟に対応でき、追加が可能なシステムであること。

項番	項 目	内 容
1	対象職員数 (システム利用ユーザー数)	約 1,200 人 (全職員)
2	主な対象システム	① 財務会計システム ② 人事給与システム ③ 庶務事務システム (勤怠・各種申請等)
3	ネットワーク環境	現時点はマイナンバー系で稼働しているが、 β'モデルに移行することを前提にインターネット系での構築を予定している。

(6) 調達範囲

現時点で想定するシステムの調達範囲は次のとおりとする。

項番	項 目	内 容
1	財務会計システム	財務会計 (予算編成、予算執行 (歳入管理、歳出管理、 出納管理など)、決算統計、債務負担管理) 起債管理 契約管理 資産管理 電子決裁
2	人事給与システム	人事給与 (人事管理・会計年度任用職員・職員給与・ 給与法定外控除・職員児童手当) 給与明細 議員報酬
3	庶務事務システム	庶務事務 超勤管理 休暇管理 出退勤管理 年末調整申告 旅費管理

(7) 移行範囲

現時点で想定するシステムデータの移行範囲は次のとおりとする。

項番	項 目	内 容
1	財務会計システム	予算編成、源泉徴収 直近 2 か年分 決算統計 直近 3 か年分 上記以外 全データ
2	人事給与システム	全データ
3	庶務事務システム	全データ

(8) システム利用情報

現在の主なシステム利用情報については、次のとおりである。

項番	項 目	内 容
1	システム利用場所	四国中央市本庁及び市内施設 (出張所、保育所、幼稚園の市内公共施設等)
2	端末 OS	Microsoft Windows11 Pro
3	メモリ	8.0GB～16 GB
4	利用ブラウザ	Microsoft Edge 等
5	業務 アプリケーション	主なオフィスソフトウェア Microsoft 365 Apps for enterprise
6	Windows CAL	Windows 2019 CAL を 3,100 ライセンス保有 Windows 2025 CAL を 600 ライセンス保有
7	DHCP	固定 IP を必要としない端末は、概ね DHCP による動的 アドレスを使用している。
8	その他 アプリケーション	QommonsAI、Kintone、Adobe Reader 等

2 情報提供依頼事項

情報提供を依頼する内容は、次のとおりとする。

(1) システム構成に関すること

財務・人事・庶務の各システム構成案（同一シリーズでの統合、または他社連携の適否）、システムとしての優位性や課題、安全・確実に実施するための手順、手法、支援ツール等の情報提供。

(2) 機能要件に関すること

財務・人事・庶務の各システムが実装する事務処理機能の情報提供。

(3) 電子請求・電子決裁の実現方式に関すること

デジタルインボイスや民間電子請求サービスとの連携方式、財務執行・決裁におけるペーパーレス化（ワークフロー）の具体的な実現手順。

(4) システム間のデータ連携に関すること

財務会計・人事給与・庶務事務間のデータ連携方式、自動化・省力化の工夫、二重入力防止策に関する技術的情報。

(5) 保守内容及びサポート体制に関すること

次年度以降の法改正対応（地方公務員法、税制・インボイス制度・公会計の変更等）を含む保守・運用支援の内容及び体制（任意様式）。

(6) 将来における拡張性に関すること

システムの拡張以外にも運用保守面での拡張性提案。

(7) スケジュールに関すること

今後のスケジュールを基本とし、本稼動までのスケジュールの提供。

(8) 見積り費用に関すること

更新に関しての概算見積（任意様式）。

(9) 導入実績に関すること

他の自治体の導入実績についての情報提供。

なお、可能な限り機器構成や運用経費等についての情報提供。

(10) 障害発生時の対応に関すること

障害時の対応や大規模災害発生時における BCP の観点から対応手法等の提供。

3 情報提供要領

情報提供手順は、次のとおり

(1) 申込方法

事前の申込み等は不要です。

(2) 提出期限

令和8年10月23日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

四国中央市手のひら市役所 電子申請フォームより提出すること。

なお、紙資料の提出は不要です。

https://apply.e-tumo.jp/city-shikokuchuo-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=12873

(4) 資料形式

①A4サイズ（縦横自由かつ任意の様式）。

②提案書には、会社名、住所、代表者名、連絡担当者名、連絡担当者の電話番号、FAX 番号、メールアドレス等を記載。

③提供データは Adobe Reader、Microsoft Office、Microsoft Edge 等の一般的なソフトウェアにより閲覧が可能な形式。

(5) 当該案件にかかる質疑

当該案件にかかる質疑は、次項お問い合わせ先までメールにて行うこと。

(6) お問い合わせ、資料提出先

〒799-0497

愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

四国中央市 経営企画部 情報政策課 システム管理係

TEL：0896-28-6204

E-Mail：johoseisaku@city.shikokuchuo.ehime.jp

(7) その他特記事項

①本提案の実施に要する費用は、各提案者の負担とします。

②本提案依頼は、現在各事業者において保有している技術情報や価格等の情報を得るための手段であり、御社からどのようなご提案をいただいても、それをもって将来の契約を約束するものではありません。

③本提案は、内部事務システム再構築事業に係る基礎資料を整備するために情報の提供を依頼するものであり、今後のスケジュールを含め、事業の実施そのものについても保証するものではありません。

④ご提供いただいた情報・資料については返却いたしません。

⑤ご提供いただいた情報・資料に関して、後日問い合わせ等を行う場合があります。

⑥ご提供いただいた情報・資料は、今後の調達仕様の検討その他本 R F I の目的の範囲内で利用します。また、四国中央市情報公開条例に基づく公文書開示請求があった場合は、同条例の定めに従い、公開の対象となることがありますが、公開により事業上の利益を害する恐れがある情報については、不開示情報に該当するかを個別に判断しますので、該当箇所及び

その理由を明示してください。なお、本件は契約締結までは、全文を不開示として扱います。

